

Title	『三代集之間事』考（上）
Author(s)	海野, 圭介
Citation	詞林. 1997, 22, p. 47-64
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67407
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『三代集之間事』考(上)

海野 圭介

はじめに

「三代集之間事」(以下誤解の恐れのない限り「本書」と称す)は、藤原定家の手になる「後撰集」「拾遺集」の注解書である。丁数にして僅かに十数丁の零細な著述であり、本書に前後して著された「顕注密勘」「僻案抄」に比して注目されることはさほど多くはないが、定家晩年の一連の古典校勘と注釈作業を考察の対象とする際には欠くことのできない一書である。

本書については、早くに、野口元大氏「定家自筆本」「三代集之間事」について(『国語国文学研究』5 昭44・12)があり、同稿を吸収補訂した、同氏「三代集之間事(翻刻・解説)」(『三代集の研究』明治書院昭56・5)に御架蔵本の紹介と本書の成立事情に関する考察が示され、御架蔵本と熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵本とを校勘した翻刻が提供されている。野口氏蔵本は、江戸中期・明和二年(1765)の書写ながらも定家筆本の臨模と言われ、野口氏蔵本が翻刻され、次いで永青文庫

蔵本が伊地知鐵男氏の解題を付して「細川家永青文庫叢刊9 歌論集」(汲古書院昭58・1)に影印されたことにより、本書をめぐる基礎的課題の一つは既に解決しているように思われる。しかしながら、諸所に存する伝本を引き比べてみると、従来、野口氏蔵本の存在に多くをよりながら示されてきた本書自体の成立や性格といった基本的問題についても再考が求められようと思われ、書誌めぐる問題には、なお検討の余地が認められるように思われる。

また、書誌的な課題の追求と並行して、一方では、川平ひとし氏「三代集之間事」読解(『跡見学園女子大学国文学科報』昭58・3)により、本文の具体的読解を通して示された本書の記載内容の基本的枠組みを参照・批判しつつ、更なる読解の可能性を探る作業の継続も要求されるように思われる。

上記の問題点により、本稿では、先に、伝本・伝来・本文等の書誌的な問題の検討からはじめ、次いで、本書の成立・内容・位置付け等の読解に関連する問題の検討に及ぶこととしたい。

はじめに、奥書・識語類によつて本書の成立時期と伝来の過程を確認しておきたい。多岐に亘る伝流を伝える熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵伝中院通勝筆本(107・36・6)により奥書・識語の全文を示し年次を追うこととする(私に句読点を付し、改行を「/」、改丁を「|」で示し、()内に西暦年号を補つた。以下同様)。

A 貞應元年(122) 九月七日 非器重代哥人 藤定家

B 正嘉三年(129) 三月十二日 不慮傳得之。當道之/冥助也。可悦可憑而已。

C 同十五日私加朱勸古哥
傳持披覽之人必可被備後菩提/也。
臨期有失念事故也。」

D 尊鎮親王御折帑。

三代集之間事。

定家卿真跡相傳之/旨無疑貽者也。/御判記之」

E 此三代集之間事、先年以自筆/之正本手自書写之訖、而早卒之/間料帑等左道之故、今重而加清/書、尤可謂道之至宝、八代集秀逸/是又彼卿被撰進云々、仍為一冊者/也。

慶長三年(159)十一月廿五日

幽齋玄旨(花押)

A は本書成立の際に記されたものと考えてよいであろう。年次と署名を記すのみの簡略な奥書であり、執筆に至る経緯

は一切窺えないものの、記される年次は、本書に先行する「顕注密勸」著述の約一年後であり、本書冒頭部に「古今哥事。大略去年事次勸注」とあることから、「古今集」注は「顕注密勸」に譲り、本書の「後撰集」注・「拾遺集」注を「顕注密勸」と併せて三代集注として意図した著作であったことが認められる²。執筆の対象も明らかではなく、以降暫くの伝流も不明ながら、凡そ三十七年を経た正嘉三年(129)三月十二日、「不慮」に本書披見の機会を得た某により**B**が記される(調査できた諸伝本中には正嘉三年以前の識語を付すものはない)。**B**には「傳得之」とあり、また、続く**D**にも「定家卿真跡相傳之」と定家筆本の伝領(相伝)が記され、**D**の時点で伝領した定家筆本には**B**が書き込まれていたと考えられるため、**B**の時点の取得も転写を伴うものではなく、定家筆本の伝領であったと考えられる。

Bの末尾に記される**C**は**B**と一連のものと考えられる。正嘉三年(129)三月十二日に**B**を付した某は、同十五日に朱筆をもつて行間に「古哥」を加筆し**C**を付した。この「古哥」は、永青文庫蔵本を含む現存伝本の多くに認められる朱筆小字の詞書・和歌等の書入を指すと考えられる。

Dには「尊鎮親王御折帑」の端書があり、青蓮院三十五世尊鎮(永正元年1504—天文十九年1550)による折紙(添状)の転写と考えられる。「定家卿真跡相傳之」とあり、尊鎮の披見した「三代集之間事」も定家筆本であった。また、尊鎮披見の定家

筆本にはB・Cが付されており、本文中には詞書・和歌等の朱書加筆がなされていたと推察される。

Eは、慶長三年(1598)、細川幽斎(天文三年1534—慶長十五年1610)転写の際の識語である。「先年以自筆之正本手自書写之訖」とあり、幽斎は慶長三年以前にも「三代集之間事」を転写しており(神宮文庫蔵本・水府明德会彰考館蔵本識語に関連記事あり、後述)、その底本は定家筆本であった。永青文庫(現)蔵の慶長三年書写本は、幽斎ではなく中院通勝(永祿元年1558—慶長十五年1610)の手になると思われ(後述)、幽斎の命を受け通勝が書写した一本に幽斎がEを書き加えたものと考えられる(或いは奥書も転写か?)。幽斎が手にした定家筆本には、B・Cが書き込まれ、Dが添えられており、本文中には詞書・和歌等の朱書加筆がなされていたと考えられる。

以上、永青文庫蔵本識語により幽斎に至る迄の「三代集之間事」の伝来を辿ることが可能なのであるが、留意されるのは、幽斎の周辺に定家筆本が伝来している点であろう。定家筆本の現存は未だ報告されないが、少なくとも幽斎の時点までは自筆本が伝わっていたようである。また、定家筆本には正嘉三年(1259)三月十五日の時点で「古歌」の朱書加筆がなされており(Cによる)、永青文庫蔵本のような形態で現存する「三代集之間事」は、貞應元年(1222)九月七日の定家による付注の後、正嘉三年(1259)三月十五日の某による朱書加筆を経たものであることが認められる。

現存諸伝本を対照すると、伝本間の本文異同は甚だしくはないものの、定家自筆本の転写として以前より知られている野口元大氏蔵本のように、定家様の書風の特徴を留める伝本や朱書加筆部分を持たない伝本も見出すことができる。続いて、それらの諸伝本の個別検討と共に整理を行うこととする。

二

現在までに調査できた伝本は以下に記す十四本である。
第I類

a 1 野口元大氏蔵本〔存「後撰集」注〕

2 ノートルダム清心女子大学附属図書館蔵黒川文庫本(黒

1・G183)〔存「後撰集」注〕

3 東海大学附属図書館蔵桃園文庫本(桃・27・3)〔存「後撰

集」注〕

4 水府明德会彰考館蔵本(巳5・0690)〔存「後撰集」注〕

b 5 熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵伝中院通勝筆本(107・

36・6)

6 九州大学附属図書館蔵細川文庫本(95・544・ハ・13)

7 水府明德会彰考館蔵本(巳19・07524)

c 8 宮内庁書陵部蔵伝霊元天皇宸筆本(特55)

9 陽明文庫蔵本(近・243・23)

第Ⅱ類

a 10 神宮文庫藏本(第3門・359)

11 鳥原市立図書館蔵松平文庫本(松・121・5)

12 大阪府立中之島図書館蔵本(224・30)

b 13 群書類従本(巻288)

14 関西大学附属図書館蔵岩崎文庫本「藤門雜記(第二)」所収本(911.204 i 2・2・第9冊)

諸伝本間には特異な本文対立は認められず、異本と称すべき伝本は見出せない。基本的には一系統と考えられるが、墨書される注記本文の行間への詞書・和歌等の朱筆加筆の有無により、加筆の存する伝本群を第Ⅰ類、加筆の存しない伝本群を第Ⅱ類として類別を試みた。各伝本個々の詳細は後述することとして、概括すれば次のようになる。

第Ⅰ類とした伝本は、定家筆本に基づき正嘉三年(1259)に某によって詞書・和歌等が朱書加筆された伝本に発する伝本群と考えられる。

a とした1・4は、共に字配り・丁移りから用字に至るまでほぼ同一であり、うち1・3は定家様の書風の特徴を強く留める字形で書写されている。4は書風こそ定家様を留めぬいが、字配り・行移り等1・3に一致し、用字も酷似している。四本共に書写は新しいものの、古写本の現存の報告のない「三代集之間事」にとつて基準とすべき伝本群といえる。残念なことに、共に「後撰集」注のみの残闕であり、「拾遺

集」注を欠く。

b とした5・7は本文的にはaとほぼ同一であるが、ときにより一部判読不能のまま親本の字形を写し取ったと思われる箇所がある。これはa1・3のような癖の強い定家様の書風で書写された伝本を底本として転写したことに起因すると思われる。bに判読困難な箇所もaの伝本を参照すれば、ほぼ読み取ることができる。親本に忠実な曖昧ともいえる字形を留めることにより、逆にbはaに類する伝本を底本とすることが確認され、aに欠く「拾遺集」注を付載するため、「拾遺集」注を補う意味でもbの資料的価値は高いといえる。三本共に細川幽斎関連の識語を持ち、幽斎周辺に伝来した一本からの派生と認められる。5を中心として、5の転写が6であり、7も類本からの転写と考えられる(5からの直接転写ではないようである)。

c とした8・9は定家以降の識語を付さないが、本文中には朱書加筆が認められるため、識語の脱落或いは意識的に削除されたものと推測される。本文的にはa・bとほぼ同一であるが、一部脱文が認められる。

第Ⅱ類とした伝本群は、朱書による詞書・和歌等の加筆部分を記さないため、一見すると加筆以前の形態を留めるようにも思われるが、本文内容・識語等の検討によれば、一旦朱書加筆がなされた伝本に基づき加筆部分を削除したものと考えてよいように思われる。10・12は近似しており、10は第Ⅰ

類b7の類本に発し、朱筆加筆部分を削除したものの。10から更に識語の一部を削除したものが11・12である。本文は誤脱を加え掲出順に順次末流化する。13は第I類b5・6の類本に発し、朱筆加筆部分を削除したものと思われ、本文には一部脱文が認められる。14は13の転写である。

続いて、各伝本個々の書誌と派生する問題点を記述し、後に、個々の検討に及ぶこととしたい。

第I類

1 野口元大氏蔵本「存」後撰集」注

明和二年(1765)竹原勘十郎玄路写 一冊

原本未見。野口元大氏「三代集之間事(翻刻・解説)」(『三代集の研究』明治書院昭56・5)により記述する。袋綴(21.4×15.5cm)。外題「定家卿三代集之間事」。料紙、楮紙、墨付10丁。每半葉8〜9行(行間の朱書加筆を除く)。扉題「三代集之間事」以定家自筆写之。内題「三代集之間事」。

定家による奥書は記されず、識語類は扉裏に、

定家卿自筆、為氏ノ朱書ノ本也。文字不可ノ読依青墨ニテ点ス。

とあり、巻尾に、

明和二(1765)乙酉秋九月九日 臨書。(印)

とある。また、見返し・後表紙見返しに和歌が一首ずつ記さ

れ「玄路」の書名がある。

印記、巻首尾「采真」。用字、漢字・平仮名(定家様にて書写)。行間に朱書による部立・詞書・和歌・作者名等の加筆あり。

該本は、野口元大氏「定家自筆本「三代集之間事」について」(国語国文学研究5昭44・12)、同氏「三代集之間事(翻刻・解説)」(『三代集の研究』明治書院昭56・5)に翻刻・校合され、書写者と目される「玄路」についても、同論文に細川重賢(享保五年1720—天明五年1785)に仕えた竹原勘十郎玄路(享保五年1720—寛政六年1794)⁵であろうとの指摘がある。江戸中期・明和二年(1765)の転写ながら、定家様の特徴を示す書風によつて書写されるため、定家筆本の臨模として重視されてきた。

本文の状態については、野口氏に、「この臨模者は、通勝(中院通勝、5永青文庫蔵本の書写者：稿者注)などに比すると、その学識においてやはり一步譲らざるをえない様子で、原本を読み解きえずに、ただ文字の外形だけを模そうとしたかに見受けられる箇所もまま存する。さらに、本書はすでに虫損の書を蒙っており、そのために判断困難の部分もある」との指摘があり、氏の翻刻や前掲書の口絵写真を参照すると、確かに乱れた箇所もまま見受けられる。そのため、野口氏が翻刻に際し留意されたように、他本による校訂が求められるのであるが、該本と同じく定家様の書風で書写される2黒川文庫本・3桃園文庫本の出現により同系本文の比較検討が可能

となつた。また、2・3は単に本文の校訂に有益なばかりではなく、同系統伝本の直接祖本の姿を推測させる点でも注意されるように思われる。その点については、2・3に触れる際に併せて述べることとしたい。

2 ノートルダム清心女子大学附属図書館蔵黒川文庫本(黒・

1・G183)「存〔後撰集〕注」

文化二年(1805) 屋代弘賢写 一冊

袋綴。薄焦茶色表紙(23.6×16.8cm)、左肩子持枠題簽「三代集間事 明静筆。扉左肩打付書」〔定家卿筆 三代集間事 拾遺集闕〕。料紙、薄様(全丁に亘り総裏打補修。扉は楮紙)。墨付、9丁、遊紙、なし。每半葉8〜9行(行間の朱書加筆を除く)。和歌一首2行書、字面高さ、約21.0cm。内題「三代集之間事」。

定家による奥書は記されず、巻尾に以下のような極の転写と識語がある。

京極黃門定家卿朱筆為氏卿

三代集間事ノ箱書附小堀遠州

同本 此本小遠州所持也。古筆了音(琴山)

弘賢按。定家卿ニハアラス。筆力及料紙ノ時代を以鑿ルニノ為氏卿ノ臨書トオホシキ也。文化二(1805)閏八月二日模。

「(琴山)」は印章ではなく写し。「弘賢按……」以下は朱書。また、表紙にも以下のようにある。

定家卿真蹟影寫ノ屋代弘賢寫本。

印記、巻首(扉)「黒川ノ真頼」(単郭円形朱印)。用字、漢字・平仮名(定家様にて書写)。行間に朱書による部立・詞書・和歌・作者名等の加筆あり。「ノートルダム清心女子大学付属図書館所蔵特殊文庫目録」(昭50・3)に記載あり。

底本の形態を伝えようと努めたらしく、1丁裏・9丁表の料紙に打曇のさまが朱で転記され「青雲」等の注記がある。また、後表紙にも内外に朱筆で短冊を掛けた薄連が描かれ、「ギン」「ギン」等の注記がある。後表紙内面に描かれた薄に掛かる短冊には、「後撰集之中自他之説不同」と定家様の書風で墨書される。

転写される極は、古筆了音(延宝二年1674―享保十年1725)によるものであり、該本の親本は了音の没年である享保十年までに同文面の極札が付されたと考えられる。定家筆・為氏朱書と極められ、小堀遠州(天正七年1579―正保四年1647)所持と記される点は何れも確証は見出せない。

該本自体は、江戸後期・文化二年(1805)に屋代弘賢(宝暦八年1758―天保十二年1841)により臨模されたものであるが、弘賢の鑑定によれば、該本の祖本自体が既に定家筆ではなく、為氏の手になる転写であったという。この為氏という鑑定も、多分に了音の極を意識した結果と思われるが、該本の親本の書写年代は極・識語の記載より大幅に下ることはないようにも思われ、今後の出現が俟たれる。

3 東海大学附属図書館蔵桃園文庫本(桃・27・3)〔存「後撰集」

注〕 文化十三年(1816)写 一冊

袋綴。臙脂・濃緑色で桜花を描く薄灰緑色表紙(272×193cm)。外題、なし。料紙、薄様(間に白色楮紙を挟み込む)、識語部分は楮紙。墨付、10丁、遊紙、なし。每半葉8〜9行(行間の朱書加筆を除く)。和歌一首2行書、字面高さ、約21.5cm。内題「三代集之間事」。

定家による奥書は記されず、巻尾に以下の識語がある。

此一巻は権中納言定家卿染筆にして、朱／書を加へ給ふは前大納言為氏卿なり。箱／かさね入て、内の箱は塗たるに歌のこ、ろを／黄金にて書たるに、同じものして巻の名／を小堀遠江守宗甫入道かける也。世々の／筆さためしるし杯もそへつ、江府の／傳馬町といへる所の旧家片山吉兵衛／と申人持侍てしを乞得て紙をか／さして写畢ぬ。

文化十三年(1816)丙子春三月 坐具庵主源(花押)

印記、巻首「渡邊千秋藏書」(単郭長方形朱印)、「渡邊／千秋／情観」(単郭正方形朱印)。用字、漢字・平仮名(定家様にて書写)。行間に朱書による部立・詞書・和歌・作者名等の加筆あり。〔桃園文庫目録中巻〕(東海大学附属図書館昭63・3)に書誌等の略記あり。

識語によれば、該本は定家筆本の透写であり、親本にあたる定家筆本は、定家筆・為氏朱加筆で、二重の箱入り、内箱

は塗箱、小堀遠州の手により金泥で「歌のこ、ろ」「巻の名」を記してあったという。外見的特徴に詳細であるので、実際に見聞し記したのであるが、この定家・為氏・小堀遠州という記載は2に転写される極と同様であり、恐らく2と同じく古筆了音の極が附属した一本を祖本としており、了音の極を根拠に識語が記されたものと思われる。

近似する1〜3のうち、書写年代は1↓2↓3の順であるが、それぞれに直接的な書承の可能性は低いように思われる。これは、1よりも書写年代の下る2・3に極・箱書等の外見的特徴がより詳述される点からも認められ、本文を比較対照すると、1の誤脱の多くは2により校勘・訂正が可能である(3は透写と考えられるが、曖昧な字形の箇所がまま見られる)。

また、1に記される定家・為氏といった記載は、恐らくは2に転写される古筆了音の極を根拠とすると思われる、その信憑性は古筆切に付される伝承筆者名と同程度と考えた方が良いでしょう。

しかしながら、現時点における次善の伝本である定家筆本の転写を識語に記す後掲5〜7は定家様の書風で記された一本を祖本とすると考えられ、現存伝本の祖本の姿と転写の過程を伝えるという意味でも1〜3の意味は少なくともない。

4 水府明德会彰考館蔵本(日5・06909)「存」後撰集」注

写 一冊

原本未見。国文学研究資料館所蔵のマイクロフィルムにより記述する。袋綴(玉葉集)「経国集」と合綴。表紙左肩打付書「玉葉和歌集／三代集之間事／経国集」。扉題「三代集之間事」。墨付9丁(玉葉和歌集)墨付25丁・表紙・後表紙、「経国集」墨付35丁・表紙・後表紙を除く)。後半葉8〜9行(行間の朱書加筆を除く)。和歌一首2行書。内題「三代集之間事」。

定家による奥書は記されず、巻尾に以下のようにある。

定家卿以自筆本書之。／甲斐守真證所持本也。／朱書為家卿筆也。

寛文九年(1669)四月十八日彼家行件見書之。／□時走筆問帰宅習清書之了。

印記、合綴される「玉葉集」の巻首に「彰考館」(瓢箪印)。用字、漢字・平仮名。行間に部立・詞書・和歌・作者名等の加筆あり。

該本は書風こそ定家様の特徴を留めないが、字詰め、丁移りから用字に至るまで1〜3と酷似しており、「拾遺集」注を欠く「後撰集」注のみの残闕であることから、1〜3に類する伝本を祖本とすると考えられる。識語には、aとした四本のうち、最も早い寛文九年(1669)の年次を記すが、書写はやや乱雑で、走り書きのような印象を受ける。本文もそれに漏れず、「こゝろにもあらてひさしく……源英明朝臣」(あ

まのまでかた)注)や、「あとうかたりのこゝろをとりにて」(さくさめのとし)注)の部分に欠落するなどの誤脱がまま見受けられる。

識語には、根拠は記されないものの、1〜3とは異なり「朱書為家卿筆也」と為家加筆の可能性が示される。

b

5 熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵伝中院通勝筆本(107・

366)

〔室町末江戸初〕写 一冊

原本未見。「細川家永青文庫叢刊9 歌論集」(汲古書院昭58:1)所収の影印と解題(伊地知鐵男氏・担当)により記述する。袋綴(八代集秀逸)と合綴。藍色無地表紙(25.7×20.1cm)、左肩赤地に金泥の蠟染押紋様の題簽「八代集秀逸三代集之間事」。墨付16丁(八代集秀逸)8丁を除く)、遊紙、巻首尾各1丁。後半葉8〜9行(行間の朱書加筆を除く)。和歌一首2行書。内題「三代集之間事」。

奥書・識語は巻尾に以下のようにある。

貞應元年(1222)九月七日 非器重代哥人 藤定家

正嘉三年(1259)三月十二日 不慮傳得之當道之ノ冥助也。

可悦可憑而已。

傳持披覽之人必可被備後菩提ノ也。同十五日私加朱勸古哥臨期有失念事故也。」

尊鎮親王御折侍。

三代集之間事。

定家卿真跡相傳之／旨無疑貽者也。／御判記之

此三代集之間事、先年以自筆／之正本手自書寫之訖、而早卒之／間料侍等左道之故、今重而加清／書、尤可謂道之至宝、八代集秀逸／是又被卿被撰進云々、仍為一冊者／也。

慶長三年(1598)十一月廿五日

幽齋玄旨(花押)

用字、漢字・平仮名。行間に朱書による部立・詞書・和歌・作者名等の加筆あり。熊本大学法文学部国文学研究室編(長谷川強氏・野口元大氏、担当)「北岡文庫蔵書解説目録―細川幽齋関係文学書―」(昭36・12)に解説あり。

該本は、「細川家永青文庫叢刊9 歌論集」(汲古書院昭58・1)に影印、野口元大氏「三代集之間事(翻刻・解説)」(三代集の研究)明治書院昭56・5)に翻刻・校合される。

識語については既に述べたが、少しく補足しておきたい。該本の前半部に合綴される「八代集秀逸」巻尾には「玄旨様ご筆、是より奥也足軒」と記した紙片が付され、同文庫蔵佐方宗佐筆「御歌書目録」の筆者名注記にも「幽齋御筆。おくは也足御筆」とある。書写者は記されるように中院通勝と思われる。

該本は、既に書風に定家様の特徴を留めず、字詰め・丁移り等の体裁も異なるものの、本文的には1野口氏蔵本と酷似する(既に野口氏前掲論文により確認されている)。1に欠く「拾遺集」注を付載するため、1を補完する善本と目され、現時

点においても、近い関係にある伝本群の中に該本の祖本や該本を上まわる善本は見出せない。

本文には、「如本」と注記して底本の字形を写し取ったと考えられる部分が四箇所ある。「釋云。月のしも。このゐる所也」(3丁裏)、「巴、可返上」(5丁表)、「姑之命如本」(または「之分入」之名也) (7丁表)、「追考と書之中に丁年にて死由歟と疑」(8丁裏)であるが、共に定家様の書風で書写されるa1-3では、それぞれ「た」「即」「シウトメ」「丁」となっている(a1-3間にも字形にも小異があり、判読困難な字形を記す例もある。今は2による)。「た」は「多」を字母とし、「○」のように大きく書いたため「○」に、「即」は偏・旁が縦並びに記されるため「巴、」と二文字に、「シウトメ」は「ウ」と「ト」が潰れた字形で記されるため「印」の草体(または「分」の草体)と認識されたと考えられる。

これらの例は、該本の親本が定家様の書風で書写された一本であった可能性を示唆し、「自筆之正本手自書寫之訖」とある識語の記載と併せて、定家筆本の本文を伝えることが期待されるが、「綿考輯録」(「出水叢書1 綿考輯録第一巻」(汲古書院昭63・1)による)・「藤孝事記」(古典文庫平5・11)所収の「御遺物(目録)」「御歌書目録」などの細川家関連の蔵書目録類にも「三代集之間事」の書名は挙がらず、該本の親本の素性や伝来過程、幽齋の許に至った経緯等は明らかにし得ない。

6 九州大学附属図書館蔵細川文庫本 (544・ハ・13)

〔江戸前期〕写 一冊

袋綴（「八代集秀逸」と合綴）。茶色無地表紙（27×20.8 cm）、左肩緑色で麻の葉を刷り出した黄色題簽「八代集秀逸」。料紙、薄様。墨付、15丁（「八代集秀逸」4丁を除く）、遊紙、なし。每半葉8行（行間の朱書加筆を除く）。和歌一首2行書、字面高さ、約23cm。内題「三代集之間事」。

奥書・識語は、巻尾に以下のようにある。

貞應元年（1222）九月七日 非器重代哥人 藤定家

正嘉三年（1259）三月十二日 不慮傳得之當道之冥助也。／

可悦可憑而已。

傳持披覽之人必被備後菩提也。／同十五日私加朱勸古哥臨期有失念事故也。」

尊鎮親王御折帑。

三代集之間事。

定家卿真跡相傳之。／旨無疑貽者也。／御判記之」

此三代集之間事、先年以自筆之／正本手自書写之訖、而早卒之／間料帑等左道之故、今日重而加清／書、尤可謂道之至宝、八代集秀逸／是又彼卿被撰進云々、仍為一冊者也。

慶長三年（1598）十一月廿五日

幽齋玄旨 判

右者御自筆本而以令校合者也。

印記、卷首「九州／大學／圖書」（單郭正方形朱印）、巻尾「九

州大學圖書印」（單郭長方形朱印）、巻首に昭和24年の九州大学図書館登記印。用字、漢字・平仮名。行間に朱書による部立・詞書・和歌・作者名等の加筆あり。朱書訂正あり。

該本は細川幽齋の識語を記し、「八代集秀逸」と合綴されることから前掲5永青文庫蔵本の転写と思われるが、字配り・丁移りは必ずしも一致しない。

本文は5とはほぼ同一ながらも、誤写がやや目に付き、朱筆を用いた訂正の書き入れがある。識語末尾に記される「御自筆本而以令校合」は、幽齋筆本を以て該本が校合されたことを示すと思われ、朱筆訂正箇所は5に一致する。

7 水府明德会彰考館蔵本（白19・07524）

写 一冊

原本未見。国文学研究資料館所蔵のマイクروفイルムにより記述する。袋綴（「三秘抄」と合綴）。表紙左肩題簽「三秘抄之間事」。墨付12丁（「三秘抄」102丁を除く）。遊紙、なし。每半葉10行（行間の朱書加筆を除く）。和歌一首2行書。内題「三代集之間事」。

奥書・識語は、巻尾に以下のようにある。

貞應元年（1222）九月七日 非器重代哥人 藤定家

正嘉三年（1259）三月十二日 不慮傳得之當道之冥助也。可

悦可憑而已。

傳持披覽之人必可被備後菩提也。

同十五日 私加朱勸古歌臨期有失念之故也。

尊鎮親王御折帑。

三代集之間事。

定家卿真跡相傳之。旨無疑貽者也。御判記之。」

慶長二(1597)卯十八日説證幽斎令傳領之了。

慶長五年(1600)九月日

從妙庵傳領之内也。

也足叟

印記、卷首「彰考館」(瓢箪印)。用字、漢字・平仮名。行間に部立・詞書・和歌・作者名等の加筆あり。

該本は、5永青文庫本・6細川文庫本と同様に細川幽斎関連の識語を記し、幽斎周辺に伝来した一本に発すると考えられる。識語の年次・文面は5・6とは異なり、5・6に記される慶長三年(1598)十一月より約一年半ほど溯る慶長二年(1597)卯(四月)の年期を記す。恐らく、5・6識語に「先年以自筆之正本手自書写之訖」と記される幽斎手扱本が該本の祖本に相当すると推測され、5・6とは共通祖本は想定できるものの、直接の転写関係にはないと考えられる。

慶長二年の識語には、該本の祖本を幽斎より伝領した人物の名は記されないが、慶長五年(1600)の中院通勝の識語により、幽斎の三男・妙庵細川幸隆(元龜二年1571—慶長十二年1607)と想定される。

本文は5・6とはほぼ同一ながらも、字配り・丁移りは異なり、難読文字に「如本」と記されることはない。また、「そかきく」注の朱書加筆部分に「よみ人しらず」の作者名注記を記す。

c

8宮内庁書陵部蔵伝靈元天皇宸筆本(特55)

(江戸前期)写一冊

袋綴。青にび色で菱繋ぎ紋を刷り出す表紙(28.2×20.4cm)、左肩打付書「三代集間之事」。料紙、楮紙。墨付、11丁、遊紙、巻首尾各1丁。每半葉10行(行間の朱書加筆を除く)。和歌一首2行書、字面高さ、約24.5cm。内題「三代集之間事」。

奥書は巻尾に以下のようにある。

貞應元年(1222)九月七日 非器重代哥人 藤定家

印記、卷首「圖書／寮印」(單郭正方形朱印)。用字、漢字・平仮名。行間に朱書による部立・詞書・和歌・作者名等の加筆あり。

宮内庁書陵部所蔵の目録カードには、「靈元天皇宸筆……御物18 禁裏本」とある。識語類は記されず添状等も付されないようであるが、書風・伝来からみて靈元天皇宸筆と思われる。「禁裡御藏書目録」(大東急 記念文庫 善本叢刊近世編11「汲古書院昭52・8」所収)には、「三代集之間事」の書名が挙がるので、靈元天皇時代以前の禁裏に別本が伝来した可能性もあるが、現在は伝わらないようである。

cとした8・9は定家奥書以降の識語を記さないものの、a・b同様に本文行間への朱書加筆が認められ、正嘉三年(1259)同(三月)十五日に朱書加筆のなされた伝本に発すると考えられる。恐らく識語は削除されたのであろう。

本文はb5永青文庫蔵本と比較すると、「今世無知人。さくさめのとし」〔さくさめのとし〕注が脱落し、「よみ人しらす」〔そかきく〕注の朱書加筆がある。

9 陽明文庫蔵本(近・243・23)

写 一冊

原本未見。国文学研究資料館所蔵のマイクロフィルムにより記述する。袋綴(三代集抜書并伊勢大和)と合綴。表紙左肩打付書「三代集之間事」。墨付11丁(三代集抜書)27丁、「伊勢〔物語抜書〕」5丁、「大和〔物語抜書〕」6丁を除く。遊紙、なし。每半葉10行(行間の朱書加筆を除く)。和歌一首2行書。内題「三代集之間事」。

奥書は、巻尾に以下のようにある。

貞應元年(1222)九月七日 非器重代哥人 藤定家

印記、なし。用字、漢字・平仮名。行間に部立・詞書・和歌・作者名等の加筆あり。

該本は9書陵部蔵本と同様に定家奥書以降の識語を記さない。字配り・丁移りも同一で前掲脱文箇所も重なり、近い関係にある。9の親本の可能性も想定されるが、現存の状態は全体に亘りやや虫損が目につき、判読困難な箇所もまま見受けられる。

第II類

a

10 神宮文庫蔵本(第三門・359)

(江戸中期)写 一冊

袋綴。茶色横刷毛目表紙(27.0×17.9cm)、左肩打付書「三代集之間事 全」。料紙、楮紙。墨付、12丁、遊紙、なし。每半葉8(9行(行間の朱書加筆を除く)。和歌一首1行書、字面高さ、約24cm。内題「三代集之間事」。

奥書・識語は、巻尾に以下のようにある。

貞應元年(1222)九月七日非器重代哥人 藤定家

正嘉三年(1259)三月十二日不慮傳得之當道之冥加ノ之可

悦可憑^{チカ}而已。

傳持披覽之人必可被備彼菩提也。

尊鎮親王御折紙。

三代集之間事。

定家卿真跡相傳之旨無疑貽者也。」御判記之。

慶長二(1597)卯 十八日 從幽斎令傳領之記。

慶長五年(1600)九月日

從妙庵傳領之内也。

也足叟

印記、巻首「林崎／文庫」(単郭正方形朱印)、「林崎文庫」(字持ち枠長方形朱印)、巻尾「天明四年甲辰八月吉旦奉納／皇太神宮林崎文庫以期不朽／京都勤思堂村井古巖敬義拜」(単郭長方形朱印)。用字、漢字・平仮名。稀に「イ」と付記した墨校あり。

該本を含む第II類とした10、14には、朱書による行間への詞書・和歌等の加筆が認められず、それに対応して5永青文庫蔵本等に記される正嘉三年(1259)同(三月)十五日の朱書加

筆時の識語も記されない。一見すると加筆以前の形態を留めるようにも思われるが、該本の識語は細部の小異を除けば7彰考館蔵本と同文であり、慶長二年(1597)に妙庵細川幸隆が幽斎より伝領した一本に発すると考えられる。同一識語を記し朱書加筆部分を持たない別本が存在したとは考えにくく、やはり7の類本から識語と朱書加筆部分を削除し、現存の形となったと考えるのが穏当であろう。既述のように、朱書部分は後補であることが明らかであり、より原態に戻す努力が払われ、意識的に削除されたと推測される。

本文は、「晦日。是稱皆月祓」(「一詞事みなつきはらへ」)注の部分で脱し、「姨母養件卿。件卿幼少之時……」(「一作者事おほつふね」)注の「件」を「仲」とするなどの誤記が認められ、また、全丁に亘り「所」と「可」を区別し難い曖昧な字形で記し、他にも判読困難な字形をそのまま写し取り「本ノマ、」と注記する箇所がある。7から派生したことは明らかであり、本文的には劣るといえる。

11 島原市立図書館蔵松平文庫本(松・121・5)

〔江戸前期〕写 一冊

袋綴。紺色無地表紙(27.5×20.0cm)、左肩題簽「三代集之間事」。料紙、楮紙。墨付、12丁、遊紙、なし。每半葉10行。和歌一首2行書、字面高さ、約23.0cm。内題「三代集之間事」。

奥書・識語は、巻尾に以下のようにある。

貞應元年(1222) 九月七日 非器重代哥人 藤定家

正嘉三年(1259)三月十二日 不慮傳得之當/道之冥助之。可悦可憑而已。

傳持披覽之人必可被備後菩提/也。」

尊鎮親王御折紙。

三代集之間事。

定家卿真跡相傳之。/旨無疑貽者也。/御判記之」

印記、巻尾「尚舍源忠房」(字持ち杵長方形青印)、「文/庫」(印刻朱印)、巻首に昭和36年の島原図書館登記印。用字、漢字・平仮名。

該本も10同様に、本文中に朱書加筆部分が記されず、正嘉三年(1259)同(三月)十五日の朱書加筆時の識語も記されないため、一見すると加筆以前の形態を留めるようにも思われるが、識語は10神宮文庫蔵本に類似し、10から慶長年間の二つの識語を欠く形になっている。本文も、「晦日。是稱皆月祓」(「一詞事みなつきはらへ」)注の部分で脱し、「件」を「仲」と書き、「所」「可」の字形が曖昧で区別し難い等の10に特徴的な誤脱と同様の箇所が随所に認められ、10の類本に基づき、識語の一部を削除したものと考えてよいように思われる。或いは、尊鎮の識語にのみ「本云」と付記されるので、二本以上の校合を経ていることも想定されるが、本文的に10と類似する点は否定できず、校合本である可能性も低いように思われる。

12 大阪府立中之島図書館蔵本 (224.4)

(江戸中・後期) 写一冊

袋綴。小花を描く黄褐色表紙(27×20.0cm)。外題、なし。料紙、楮紙。墨付16丁、遊紙、巻首4丁。每半葉9行。和歌一首2行書、字面高さ約24.0cm。内題「三代集之間事」。

奥書・識語は巻尾に以下のようにある。

貞應元年(122) 九月七日 非器重代哥人 藤定家

正嘉三年(1259) 三月十二日 不慮傳得之／當道之冥助之。

可悦可憑而已。

傳持披覽之人必可被備後善／提也。」

尊鎮親王御折紙。

三代集之間事。

定家卿真跡相傳之。／旨無疑貽者也。／御判記之。

末尾部分の「貽」は「贈」にも見える曖昧な字形で記される。

印記、巻首「住友／氏藏」(単郭正方形朱印)、「大阪府立／圖書館／藏書之印」(単郭正方形朱印)、明治40年の大阪府立圖書館登記印。用字、漢字・平仮名。

該本は、識語も11松平文庫本と同文であり、本文の特徴も酷似し近い関係にあるが、本文の状態は、11に比べても更に乱れている。「前左衛門佐基俊」(「一作者事 おほつふね」注)、「晦日。是稱皆月祓。長元之比或人記。御藏小舍人来」(「一詞事 みな月はらへ」注)の各部分を脱するのをはじめ、随所に数文字程度の脱落が認められる。誤写や判読不能のまま字形

を写し取ったと思われる箇所も多く、本文の意が殆ど理解できないまま書写したような印象を受ける。調査できた伝本中最も誤脱の多い伝本である。

13 群書類従本(巻288)

刊一冊

大阪府立中之島図書館蔵本(031.2)による。「群書類従」巻二八八所収「僻案抄」と合綴。香色布目表紙(26.5×17.9cm)、左肩単郭題簽「羣書類従 巻二八八」。墨付10丁(「僻案抄」41丁を除く)。無辺無界、10行、印面高さ、約22.5cm。内題「三代集之間事」。

奥書・識語は、巻尾に以下のようにある。

貞應元年(1222) 九月七日 非器重代哥人 藤定家

正嘉三年(1259) 三月十二日 不慮傳得之當道之冥助／也。

可悦可憑也。

傳持披覽之人必可被備彼善提也。

尊鎮親王御折紙。

三代集之間事。

定家卿真跡相傳之旨／無疑貽者也。／御判記之」

此三代集之間事、先年以自筆之正本手自／書寫之訖、而早卒之間料紙等左道之故、今重／而加清書、尤可謂道之至宝、八代秀逸／是又／彼卿被撰進云々、仍為一冊者也。

慶長三年(1598) 十一月廿五日

幽齋玄旨

右三代集間事、以屋代弘賢蔵本校合了。

用字、漢字・平仮名。

群書類従本は唯一の刊本である。識語は、第I類b5永青文庫蔵本・6細川文庫本とほぼ同一であるが、正嘉三年(1259)三月十五日の朱書補筆時の識語を欠き、それに対応して本文中には朱書加筆部分の和歌等は一切記されない。同一の識語を記す別本を底本としたとは考えにくく、5・6の類本を底本とし、識語の一部と朱書加筆部分を削除し版行したものと思われる。また、校合に用いられた屋代弘賢蔵本は、2黒川文庫本を指すのか、他に弘賢所持の一本があったのか、今のところ明らかにし得ない。

本文は、「仍抄にちるもみちはをと書了」(「あさまたき」注)の部分を脱し、「いまあこ」(「一作者事おほつふね」注)を「いまあこめ」とするなどの誤脱が認められる。

14 関西大学附属図書館蔵岩崎文庫本「藤門雜記(第二)」所収本(911.204・12・2・第9冊)

天保十四(1843)岩崎美隆写 一冊

叢書「藤門雜記(第二)」(岩崎美隆編・手写・総数31冊)中の一冊。「三代集之間事」は群書類従からの抄出であり、「源氏物語奥入」「僻案抄」「後花園院御消息」「贈定家卿文」「定家卿消息毎月抄」「東野州御消息」「今川了俊和哥所不審条々」「了俊弁要抄」「落書露頭」「徹書記物語」「東北院職人哥合」と合綴される。

群書類従本の奥書・識語を転写した後に次の識語がある。

右僻案抄、三代集間事、以羣書類従本書寫了。

天保十四癸卯年六月十三日 美隆

「古典籍総合目録」に同文庫蔵本が挙げられるが、同文庫には他に「三代集之間事」は所蔵されず、該本が相当すると思われる。「関西大学所蔵 岩崎美隆文庫 五言雪窓文庫 目録」(関西大学図書館51・3)に記載があり、同目録には「岩崎美隆略伝」が付される。

三

「三代集之間事」には現在のところ古写本を見出すことができず、古筆切なども確認できていない。比較的多数の古筆断簡が伝わり、鎌倉中期頃の書写と目される伝藤原為家・慈円筆断簡三軸の残る「頭注密勘」や、伝藤原為家筆本の残る「僻案抄」に比べると、伝存資料は極端に乏しく、広く伝播した形跡も認められない。

また、成立直後の伝流も不明な点が多く、現在、「冷泉家時雨亭叢書40中世歌学集書目集」(朝日新聞社平7・4)に公開される冷泉家の古蔵書目録中にも「三代集之間事」の書名は挙がらず、冷泉家における伝来も確認できない。「徳川黎明会叢書桐火桶・詠歌一鉢・綺語抄」(思文閣出版平元・?)に納められる徳川黎明会蔵今川了俊自筆「和哥秘抄(詠歌一鉢)」の巻末に付記された了俊所持の和歌抄物の書留の中に「後撰・拾遺秘説一帖同(為秀)筆」とあるものが「三代集之間事」に

該当するのならば、冷泉為秀筆本が嘗て伝存したことになるが、他に資料もなく、この例も現在のところ不詳とせざるを得ない。

結果的に、正嘉三年(1259)三月十二日に定家筆本を伝領し、同十五日に行間に朱筆を用いて詞書・和歌等の加筆を行った某が、現在確認できる本書の伝来に関わる最も早い時期の人物となるのであるが、この某については、1野口氏蔵本の扉裏に、

定家卿自筆、為氏ノ朱書ノ本也。文字不可読依青墨ニテ点入。

と記されることにより、消極的ながらも二条為氏(貞応元年1222—弘安九年1286)かとする説が示されている。これは、3桃園文庫本に、

此一巻は権中納言定家卿染筆にして朱書を加へ給ふは前大納言為氏卿なり。

と記される識語とも一致するが、既述のように2黒川文庫本の巻尾に転写される、

京極黄門定家卿朱筆為氏卿

三代集間事ノ箱書附小堀遠州

此本小遠州所持也。古筆了音(翠山)

とある古筆了音(延宝二年1674—享保十年1725)の極が根拠となつている可能性が高いように思われる。了音の極は、少なくとも没年である享保十年(1725)以前には付されただけであり、2

自体は、1より下の文化二年(1805)の書写であるが、極の付された時期は1の転写された明和二年(1765)を溯り、1の転写に際して了音の極は参照され得ると考えられる。また、4彰考館蔵本(巳5・06909)識語には、

定家卿以自筆本書之。……朱書為家卿筆也。寛文九年(1669)四月十八日彼家行件兎書之。

とあり、了音の極を溯る寛文九年(1669)の時点において、加筆者に藤原為家(建久九年1198—建治元年1275)を擬す事例も認められ、了音の時点に至り新たに為氏と極られた可能性を示唆するように思われる。

一方、加筆者に為家を比定するのも、その根拠は薄弱であり、朱書加筆に至る正嘉三年(1259)の一連の識語に見える、正嘉三年(1259)三月十二日不慮傳得之。當道之ノ冥助也。可悦可憑而已。

傳持披覽之人必可被備後菩提ノ也。同十五日私加朱勘古哥臨期有失念事故也。

の「不慮傳得之」とある文辞は、定家から家伝の書籍を伝領した為家としては相応しくないように思われる。現時点では朱書加筆を行った人物については不詳とするのが穩当と思われる。

記録等に「三代集之間事」の書名が挙がるのは、「実隆公記」延徳二年(1490)三月二十九日条に、

三代集間事京極黄門筆書写之本今日終校合。

とあるのが管見に入つた早い例であり、現存諸伝本識語の記載年次を溯る。実隆は定家筆本を転写しており、これは同月十八日条に、

……宗祇法師来、定家卿自筆後撰拾遺難義一昨夜可書書進上之令見之。退出了。

とある「後撰拾遺難義」も同一書かと思われ、禁裏周辺に定家筆本が伝来し転写されていたものと思われるが、この例も素性や入手経路は記されない。

実隆転写の後、定家筆本は尊鎮(冒頭に掲げた識語D)、幽齋(同E)へと伝領され、更に小堀遠州(2黒川文庫本識語)、甲斐守藤原某(4彰考館蔵本)、竹原勘十郎玄路(1野口氏蔵本識語)、屋代弘賢(2黒川文庫本識語)といった人々の間を流れ片山吉兵衛の許に至り文化十三年(1816)坐具庵主によつて転写されるのは既述のごとくである。1、3のような定家様の書風で書写される伝本の存在も勘案すれば、これら全てが定家筆本であつたかは疑わしく、1、3のような伝本を定家筆本と認定した例もあろうかと思われる。また、2黒川文庫本識語には、

弘賢按定家卿ニハアラス。筆力及料紙ノ時代を以鑿ルニ為氏卿ノ臨書トオホシキ也。文化二(1805)閏八月二日模。と、鎌倉期に既に転写された可能性が示される。定家筆本を伝領した某により副本が作られ、そこに朱書加筆がなされた可能性も否定できない。

以上、伝本・伝来・本文等につき、調査できた伝本に書誌を付す形で述べ若干の補考を付した。書誌の整理に引き続いて、本文を読み解く作業を通して成立・内容・位置付け等の問題につき考察を加えることとしたい。(以下続稿)

注

(1) 本書の記載を「後撰集」の伝本研究に援用された、岸上慎二氏「後撰和歌集の研究と資料」(新生社昭41・1)、杉谷寿郎氏「後撰和歌集諸本の研究」(笠間書院昭46・3)の論があり、また、近時、定家を含む御子左家の歌学の形成を論じた、上野順子氏「御子左歌学の形成―『顕註密勘』攷―」(『和歌文学論集10 和歌の伝統と享受』風間書房平8・3)がある。

(2) 川平氏前掲論文に既に指摘がある。
(3) 後述するが、本書の書名は、「冷泉家時雨亭叢書40 中世歌学集書目集」(朝日新聞社平7・4)に現在公開されている冷泉家蔵の蔵書目録類にも記されておらず、成立直後の伝来を記す資料は現時点では見出せていない。

(4) 以下、野口氏論を参照する際は後者による。

(5) 竹原勘十郎玄路については、森繁夫氏編・中野莊次氏補訂「名家伝記資料集成」(思文閣出版昭59・2)には、「竹原玄路(タケハラハルミチ) 細川家士 姓宇治 享保五庚子年(二三八〇)生 寛政六甲寅年(二四五四)十一月九日没 七五歳 初名惟親 称勘十郎 号紫海 廣陵 致仕して穀斎 墓所往生院 久志本 常典門 歌道に長ず 多芸にして才学あり 故実家」とある。ま

た、「肥後先哲偉蹟」(隆文館明44・7)に伝記が綴られる。

(6) 佐方宗佐については、「綿考輯録」第五・99丁表に「佐方吉右衛門之昌入道宗佐」として略伝が記載される。なお、土田将雄氏「細川幽齋閑書」解題「付佐方宗佐について」(国文学論集16昭58・1)に詳細である。また、宗佐筆「御歌書目録」は、「北岡文庫蔵書解説目録—細川幽齋関係文学書—」(昭36・12)に翻刻がある。

(7) 細川幸隆については、中村格氏「妙庵細川幸隆について」(宝生昭48・7・8、同49・2)に詳細である。

(8) 大阪青山短期大学蔵・個人蔵。拙稿「伝藤原為家筆「頭注密勘」(巻二・春下) 断簡解題・影印・翻刻」(語文68平9・5)参照。

(9) 天理図書館蔵。「天理図書館善本叢書35平安時代歌論集」(八木書店昭52・5)参照。

(10) 野口氏前掲論文参照。同論文では、一旦為氏を想定された上で、「新和歌集目録」跋文の記事等の資料から為氏と宇都宮歌壇の関係に及び、「三代集之間事」の執筆対象を宇都宮頼綱(法名・蓮生治承二年1178—正元元年1259)ではないかと推定されている。

(11) 安政五年版「増補新撰古筆名葉集」には、伝承筆者を為氏とする古筆切が因幡切他十一種挙げられ、中に「同(二条)為氏卿……同(四半) 哥詞ノ注朱点アリ」と朱点を付す歌詞の注の古筆切もある。

なお、為氏の事跡については不明な点が多い。「実隆公記」天文二年二月十六日条に「素経携一壺来、盃酌、古今事等有相談事、三代集閑書為氏、加奥書返遺之」とあり、為氏抄と伝承される三代集の閑書が実隆当時存したことが知られる。或いは、為氏にも三代集や歌詞の注釈等の著作があったか。

(12) 「頭注密勘」附注直後の「承久三年後十月十二日書写畢」とある識語が為家によると考えられ、「僻案抄」奥書にも「此草注付之後、拾遺相公一人之外、更不他見」と記され為家が執筆の対象であったと思われる点をも勘案すれば、「不慮傳得之。當道之冥助也」という言は為家に相応しくないように思われる。

(13) 室町後期以降、定家様の書風を志向し定家自筆に紛うような筆跡を示す人物も多く確認できる。名児耶明氏「定家様と小倉色紙」(和歌文学論集9百人一首と秀歌撰—風間書房平6・1)。

末筆ながら、貴重な典籍の閲覧をお許しいただきました各図書館・文庫に心より篤く御礼申し上げます。

(うんの・けいすけ 本学大学院博士後期課程)